

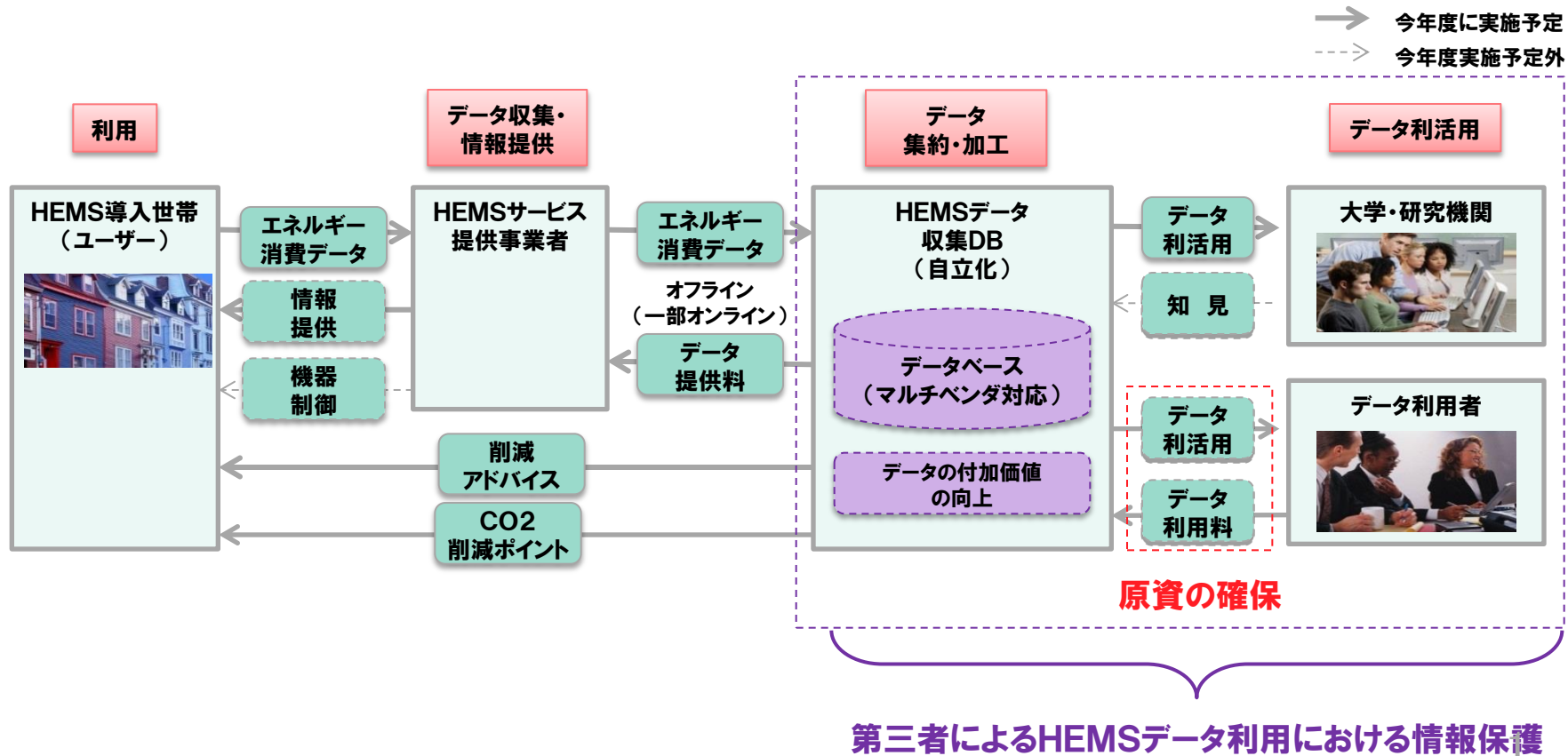
HEMSデータ利活用と情報保護のあり方の検討

WG検討結果の報告

1. ワーキンググループ

①位置付け

- ・ 本事業では、HEMSデータを集約・加工するシステムやHEMSユーザーのインセンティブとなるポイント制度等の運営原資を確保するために、データ利用者(第三者)に対してHEMSデータを提供し、データ利用料を原資とするビジネスモデルを想定している。
- ・ 一方で、HEMSデータはプライバシー情報として利活用されるケースも想定されるため、情報保護の観点でデータ利活用のあり方を検討する必要がある。
- ・ そこで、ワーキンググループでは、**HEMSデータ利活用に向けた情報保護のあり方について検討する。**



1. ワーキンググループ

②委員

五十音順

氏名	所属	役職	専門
喜連川 優(※)	東京大学 生産技術研究所	教授	情報管理・利活用
新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部	准教授	個人情報保護
田中 英彦	情報セキュリティ大学院大学	学長	情報セキュリティ
那須野 元庸(※)	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	主任研究員	スマートハウス・HEMS

※:平成24年度 HEMS利用の価値向上のための調査事業検討会 委員

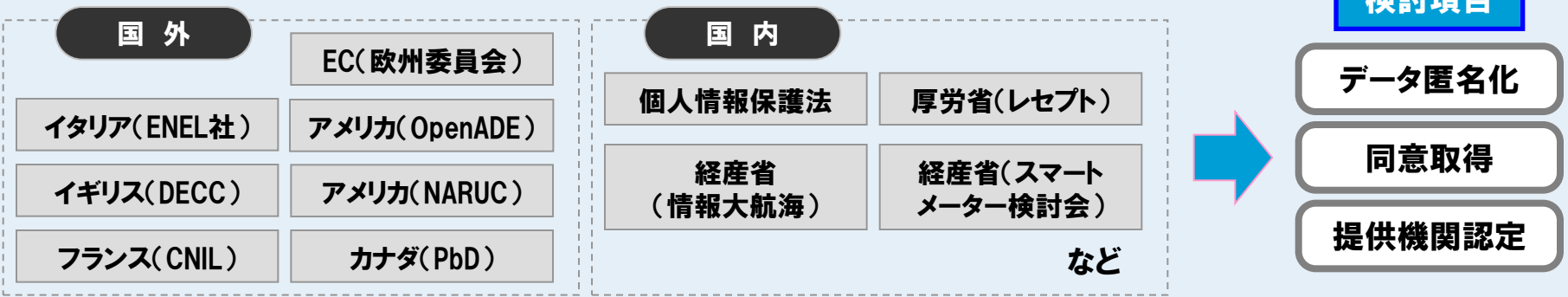
1. ワーキンググループ

①議題及びスケジュール

	開催日程・場所	討議内容	資料
第1回	11月2日(金) 13:00-15:00 丸の内ビルディング 18階 Tokyo会議室	<ul style="list-style-type: none">▪ トライアル計画▪ ガイドライン(原案)▪ 政策面・運用面の課題整理▪ 今後の論点整理	資料1 HEMS利用の価値向上のための調査事業とワーキンググループについて 資料2 ワーキンググループにおける検討のアプローチについて 資料3 トライアル実施に係るHEMSデータ利活用ガイドライン(原案) 資料4 HEMSデータ利活用と情報保護のあり方に関する検討課題
第2回	11月26日(月) 15:00-17:00 丸の内ビルディング 18階 Tokyo会議室	<ul style="list-style-type: none">▪ トライアル結果の報告▪ 論点に対する解決策の検討▪ ガイドライン(原案)の見直し	資料1 WGにおける検討のアプローチと第一回ワーキンググループの議事要旨(案) 資料2 第三者へのデータ提供に関する国内外事例調査 資料3 HEMSデータ利活用と情報保護に関する検討の論点 資料4 トライアル実施の報告

2. ワーキンググループの目的と検討方針

国内外調査を通じ、HEMSデータの第三者提供に関する検討項目を整理



事業者がデータを利活用する場合の課題

特定リスク 同意・契約 審査方法

留意事項

個人の匿名化あり
個人が特定できる
データを取り扱うサービス

個人の匿名化なし
個人が特定できない
匿名化された
データを取り扱うサービス

大学・研究機関においてデータを利活用する場合の課題
(トライアルを実施)

審査申請 利活用データ データ保護

留意事項

提供者観点
(環境省・事務局)
での妥当性

利用者観点
(学術・研究機関等)
での妥当性

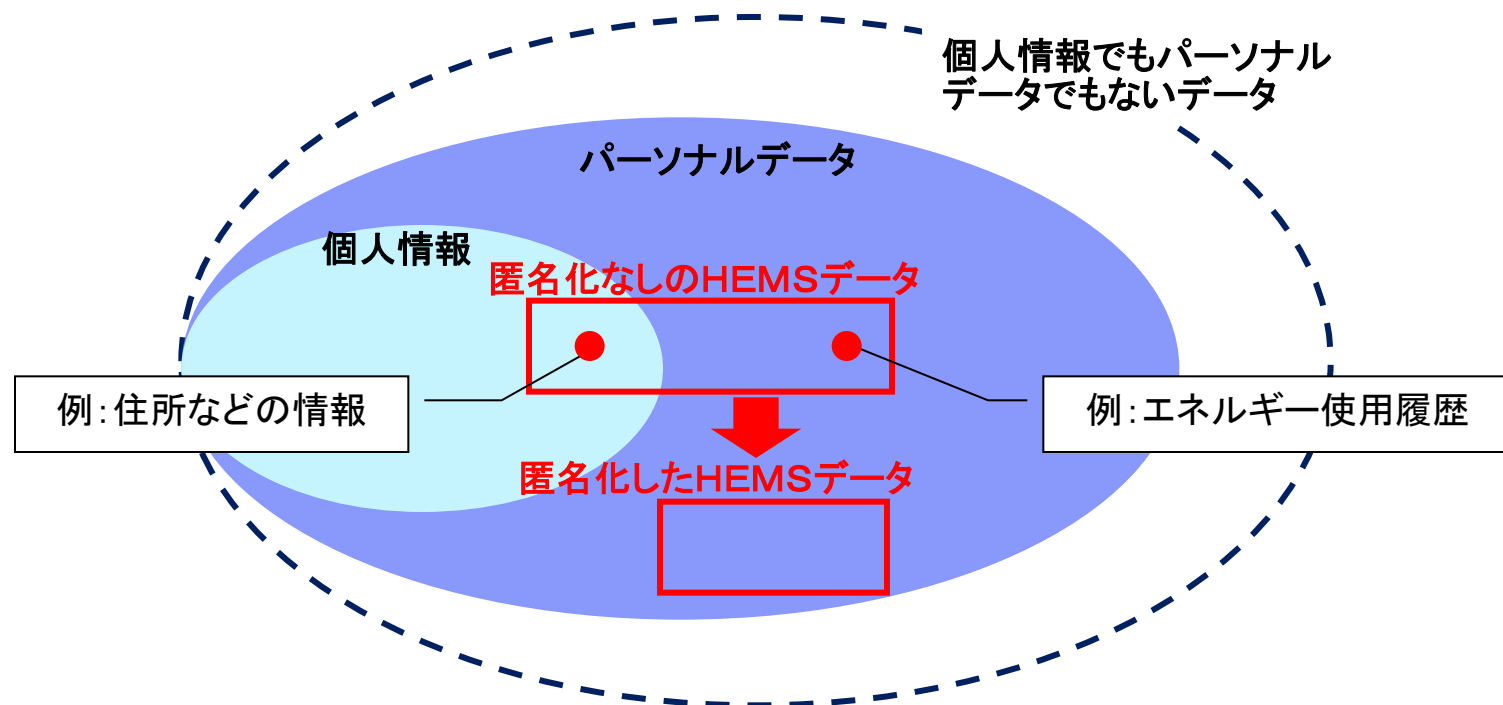
本ワーキングでの目的

- ・ HEMSデータ利活用及び情報保護に関する課題の抽出
- ・ HEMSデータの第三者提供に向けたガイドライン作成方針の検討

3. 国内外におけるHEMSデータの第三者提供に関する調査

①本調査で検討対象とする情報の位置付け

- 本調査では、検討対象とする情報について、下記のように位置づけて議論を進めた。
 - 個人情報：個人を特定できる情報として、日本の個人情報保護法で管理義務等が定められているデータ（例：氏名・生年月日・住所等）
 - パーソナルデータ：EU・米国での概念で、個人に関連する情報はプライバシー保護の観点から、個人の所有物として適切に管理することが定められているデータ（例：医療データ・HEMSデータ買い物履歴等）
- HEMSデータは主に世帯属性データとエネルギーデータで構成され、世帯属性データの中に個人情報に当たるものがあると考えられるが、適切に匿名化をすればパーソナルデータに該当すると位置づけた。



3. HEMSデータの第三者提供に関する国内外事例調査

②調査対象

- ・ 欧米主要国におけるHEMSデータの利用状況について調査を行った結果、電力会社又はアグリゲーターが保有するデータを、第三者^(*1)に提供している事例は見受けられなかった。
- ・ ただし、HEMSデータをはじめとするパーソナル情報を含むデータを取扱う場合の規制等については検討が進められているため、第三者へのデータ提供に関する国内外の研究・検討事例を調査した。
 - 海外事例については、スマートメーター・HEMSの普及状況やWGにおける議論を踏まえて調査対象を選定した。
 - 国内事例については、オープンデータに関する議論及びスマートメーター・HEMSに関する議論を中心として調査対象を選定した。

海外	アメリカ	<ul style="list-style-type: none">・ NARUC による勧告・ OpenADE 標準
	カナダ	<ul style="list-style-type: none">・ Privacy by Design 事例
	E C	<ul style="list-style-type: none">・ 欧州委員会による勧告
	イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ DECCによるスマートメーター取得データに関する提案
	フランス	<ul style="list-style-type: none">・ CNILによる個人情報保護の仕組み
	ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ 国の推進する「e-Energy」プロジェクト
	イタリア	<ul style="list-style-type: none">・ ENEL社 プライバシーポリシー
国内	日本	<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報保護に関する法律
	内閣府	<ul style="list-style-type: none">・ 電子行政オープンデータ戦略（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定、H24.7）
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none">・ レセプト情報等の提供に関する有識者会議
	経済産業省	<ul style="list-style-type: none">・ IT融合フォーラム 公共データワーキンググループ（H24.8～）・ 情報大航海プロジェクト（H17.12～H18.7）・ スマートメーター制度検討会（H22.5～H24.3）・ スマートハウス実証プロジェクト（H21）
	JIPDEC	<ul style="list-style-type: none">・ eSHIPS（H23）

*1 第三者とは、エネルギー供給のために必要なサービスを提供する者(委託事業者)以外の者を指す

3. 国内外におけるHEMSデータの第三者提供に関する調査

③国内外における第三者へのデータ提供に関する調査結果サマリ

- 国内外の研究・検討事例の調査結果について、データ匿名化・データ提供に対する同意取得・提供先機関に対する審査・認証の観点から整理した。

○：検討あり ×：検討なし

国/地域	ガイドライン等の策定機関	対象データ	個人を特定しない 利活用の想定有無	調査結果		
				データ匿名化 (非ID化)	データ提供に対する 同意取得	提供先機関に対する 審査・認証
アメリカ	NARUC	エネルギーデータ ,世帯属性データ	有り	○	○	×
カナダ	PbD事例 (IPC-CHEO)	医療データ	有り	○	×	○ (認証機関による審査)
EU	欧州委員会 勧告	パーソナル データ全般	無	×	○	×
イタリア	ENEL社	パーソナル データ全般	無	×	○	×
アメリカ	OpenADE	エネルギーデータ ,世帯属性データ	無	×	○	○ (認証機関による審査)
イギリス	DECC	エネルギーデータ ,世帯属性データ	無	×	○	○ (第三者機関による審査)
フランス	CNIL	パーソナル データ全般	無	×	○	○ (認証機関による審査)
日本	経済産業省 情報大航海	パーソナル データ全般	有り	○	○	×
	厚生労働省 レセプト情報等の 提供	医療データ	有り	○	×	○ (有識者会議による審査)
	個人情報保護法	個人情報	無	×	○	×

第三者による利活用で
個人特定を想定しているか
否かで必要有無が異なる

原則として
同意取得が必要とされている

匿名化をしていれば、
認証不要というケースが多い
(医療データは例外)

4. 調査結果に基づいた検討項目の整理

■調査結果のまとめ

データ匿名化

- ・ 個人を特定する利活用を想定している場合は、匿名化しない。
- ・ 個人を特定しない利活用を想定している場合は、匿名化が必要。

同意取得

- ・ 個人情報を含む場合は同意が必須。
- ・ 匿名化されたデータを第三者提供する場合にも、原則として必要。

提供先機関の認証

- ・ 匿名化されたデータであれば、提供先機関の認証や審査は必須ではない。
- ・ 個人情報が含まれたデータを提供する場合は、提供先機関の審査や認証が必要。



■HEMSデータを第三者が利活用する場合に求められる内容(案)

- ・ 個人情報を含む・含まない(匿名化されている)に関わらず、データの利活用に関する同意取得が必要。
- ・ 匿名化されたデータを第三者に提供する場合は、データ提供先機関の審査・認証は必須でない。
- ・ 個人の特定を必要とするデータ利活用には、データ提供先機関の適切性の審査・認証が必要。

検討項目

同意取得

データ匿名化の有無

データ提供先の認証有無

要件に対する
方向性

同意取得は必須

データ匿名化

審査・認証

データ提供

課題を抽出する

5. サービスでの利活用を想定した課題の整理

- ・ワーキンググループにおける議論をもとに、課題検討の項目に対する対応方針案を以下の通りまとめた。
- ・課題への対応方針(案)については、現時点での前提条件に基づく案であり、今後、データ利活用のあり方の具体化に合わせて、実装手段のより詳細な検討がなされるべきと考える。

検討項目	(1) 個人・企業の特定リスクの排除(匿名化)	(2) 個人からの同意取得、企業との契約の方法	(3) データ利活用事業者の審査方法
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・提供されるデータ自体がリスクの低い状態にする必要がある。 ・提供データを適切に管理する方法を規定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の同意取得のあり方について方向性を決める必要がある。 ・漏洩等の問題発生時に、提供者側に損害が及ばない仕組みをつくる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用が健全に行われることを担保するための判断を、誰が、どのように実施すべきかを検討する必要がある
課題への対応方針(案) (A) 個人情報を含むデータを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意を得られた利用目的の範囲内でのみ利用する。 ・データ利活用者は、個人情報保護法の定める必要な管理義務を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容及び個人側の受益内容、データの利用目的及び範囲、データ利用者の管理義務について明示し、同意を得る。 ・データ利活用者との契約において責任分界点を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供者側の不利益にならないことを、データ集約・加工機関が確認・審査する。
(B) 匿名化されたデータを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する目的での他のデータとの紐付けを禁止する。 ・データの自己コントロールを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の同意取得は原則必要であるものの、利活用を促進する目的から、事前同意を獲得しておくにより、逐次の同意取得は行わない。 ・データ利活用者との契約において責任分界点を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名化されたデータについては審査・認証は必須ではないが、提供者側の不利益にならないこと、責任能力を有する機関であることを、データ集約・加工機関確認・審査する。

6. HEMSデータ利活用に向けたガイドライン作成における論点の整理

- ・今年度のワーキンググループにおいては、個人・企業を特定するリスクの排除方法、個人からの同意取得・企業との契約の方法、データ利活用事業者の審査方法の検討項目に基づいて検討を行い、課題の抽出及び対応方針案の検討を行った。
- ・次年度以降の検討においては、国内におけるHEMSデータ利活用の具体的なケースを想定しながら、各項目の実現手段に焦点をあてて検討を行うべきと考える。

		(1) 個人・企業の特定リスクの排除(匿名化)	(2) 個人からの同意取得、企業との契約の方法	(3) データ利活用事業者の審査方法
今年度検討済み	(A) 個人情報を含むデータを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法に則して、利用目的の範囲内において、適切な管理を行う必要があることが確認された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法に則して、個人の同意取得の必要性が認識された。 ・ 漏洩等の問題発生時に、提供者側に損害が及ばない仕組みの必要性が認識された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供者側の不利益にならないことを、データ集約・加工機関が確認・審査する必要性について認識された。
	(B) 匿名化されたデータを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名化を行う対象データ項目の検討、及び、匿名化手法のトライアルを通じ、課題が抽出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人によるデータの自己コントロールの必要性について認識された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名化されたデータの利活用に関するガイドライン原案の作成・トライアルの実施を通じて、データ提供に際しての課題が抽出された。 ・ 審査・認証機関の必要性について認識された。
来年度の検討課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供データに関するリスク評価 ・ 匿名化手法の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯に対する同意取得方法、リスク説明方法 ・ 同意取得の実施主体とプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・認証機関のあり方 ・ 審査・認証の基準とプロセス